

議案第63号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例（昭和58年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「10円」を「1円」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により火葬場の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条第1項、第6条及び第8条の規定の適用については、第4条第1項及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者（火葬に係る火葬室の使用に係る場合にあっては市長）」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第12条第2号中「火葬場（火葬室を除く。）の使用」を「火葬場の使用（火葬に係る火葬室の使用を除く。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬室	死体（12歳以上）	1体	無料	20,000円

	死体（12歳未満）	1体	無料	10,000円
	死胎	1胎	無料	4,500円
	手術肢体	10キログラム以内	2,200円	6,600円
		10キログラムを超える 1キログラムまでごとに	220円	220円
	産汚物	10キログラム以内	2,200円	6,600円
		10キログラムを超える 1キログラムまでごとに	220円	220円
待合室	1室	2時間以内	2,200円	6,600円
		2時間を超える1 時間までごとに	1,100円	3,300円
霊安室	1回	48時間以内	1,100円	3,300円
		48時間を超える 1時間までごとに	25円	75円
式場	1回	3時間以内	5,500円	16,500円
		3時間を超える1 時間までごとに	1,850円	5,550円

備考 「市内」とは、使用者が市内に住所を有する者である場合又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた者である場合をいい、「市外」とは、市内以外の場合をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第4条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市火葬場の待合室に係る使用料の額の改定を行う等、新居浜市火葬場の使用について見直しを行うため、本案を提出する。